

第百九十四号議案

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成二十五年東京都条例第十四号）の一部を次のように改正する。
第三十一条第二項第三号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。